

患者さんの権利と責務

福島県立医科大学附属病院

平成 17 年 12 月 28 日制定

患者さんの権利

- 1 良質の医療を公平に受ける権利があります。
- 2 医療機関を自由に選択する権利及びセカンドオピニオン（別の医師の意見）を求める権利があります。
- 3 自己決定権、すなわち自分自身について、自由に決定を下す権利があります。すなわち、いかなる診断手続あるいは治療であれ、それを受けることを承諾又は拒否する権利があります。
- 4 自己の健康状態、症状、診断、予後及び治療について、十分な情報を得る権利があるとともに、その個人を特定する情報及び秘密を死後まで守られる権利があります。ただし、患者さんの子孫が自らの健康上の危険に関わる情報を知る権利は、例外的に認められます。
- 5 病気やその療養方法及び保健・予防について学習する権利があります。
- 6 あらゆる場において、その尊厳及びプライバシーを尊重される権利があります。尊厳を守るため、最新の医学知識の下で、その苦痛から救済される権利、人道的なターミナルケアを受ける権利及びできる限り尊厳と安寧を保ちつつ、あらゆる可能な支援を受ける権利があります。
- 7 道徳的及び文化的価値観並びに宗教的及び思想的信条を尊重される権利があります。
- 8 教育・実習・研究の対象となることを断る権利があります。

患者さんの責務

- 1 良質で無駄のない医療を実現するため、医療者と協力して適切な医療を推進してください。医師を始めとする医療者に、ご自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供してください。
- 2 納得できる医療を受けるために、医療に関する説明を聞き、理解した上で検査あるいは治療を受けてください。また、不明の点を十分理解するまで質問してください。
- 3 すべての患者さんが適切な医療を受けられるため、本院が定める規則等を遵守し、他の患者さんの治療や病院職員による医療提供に支障を与えないように配慮し、快適な療養環境の維持に協力してください。
- 4 当院は教育機関である大学病院であり、医療人の育成に協力してください。